

○財務省告示第十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十年十二月二十二日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行行	償還期限
割引短期国庫債券（第四百四十 二回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための 引受け	額面金額で一兆三千五十二億七 千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年十二月二十二日	額面金額百円につき九十九円五 十銭九厘	平成二十一年十二月二十一日 ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
二 銀 金 金 を と
十 行 額 支 き は
年 百 円 に う、そ
十 二 月 二 十 二 日 翌 営 業 日 に